

【ABC 消費者情報 Vol. 134】

◎「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」に注意！

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載された文書が、ハガキだけでなく窓付き封筒で送付されたという相談が寄せられています。

■相談事例

○窓付き封筒に赤字で「重要」と書かれていたので、すぐ内容を確認すると「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれていた。差出人は「国民訴訟通達センター」とあり、取り下げ最終期日が明日になっているが、電話をした方がいいか。

■アドバイス

○よくある架空請求です。手口の流れは、以下の通りです。

- ①請求を不安に思った人に電話をかけさせて、「急いで支払わないと裁判になる」「支払っても後日返金される」などと言って、支払いをするよう言葉巧みに誘導します。
- ②承諾すると、「コンビニでプリペイドカードを買って番号を教えてください」「コンビニの情報端末を操作してください」などと言って支払いを指示します。
- ③一度支払ってしまうと、弁護士など色々な人物を名乗る者から次々と電話がかかってくる、「他にも未払いがある」などと言いさらなる支払いを要求されます。

○身に覚えのない請求は無視し、一切連絡をしないようにしましょう。

○不安に思った場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel: 188

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611